

台東リバーサイドスポーツセンター体育館
付設食堂(自動販売機の設置・運営含む)
出店事業者 募集要項

令和7年4月

台東区教育委員会
スポーツ振興課

目 次

1	施設の概要	4
	(1)対象施設	
	(2)体育館開場時間	
	(3)休館日	
	(4)併設施設	
	(5)施設の管理運営	
2	公募の基本事項	4
	(1)場所	
	(2)使用許可の期間	
	(3)食堂の概要	
	(4)自動販売機の設置及び運営	
3	出店事業者の使用条件等	6
	(1)営業日	
	(2)営業時間	
	(3)提供メニュー及び提供価格	
	(4)食堂運営上の留意点	
	(5)出店事業者による工事等の留意点	
	(6)経費の負担	
	(7)営業に関すること	
4	応募手続き等	10
	(1)スケジュール	
	(2)応募資格	
	(3)現地見学会	
	(4)質問事項の受付	
	(5)応募書類の提出	
	(6)応募のための提出書類	
	(7)留意事項	

5 審査	12
(1)審査方法	
(2)2次審査結果の通知	
6 出店事業者決定後の手続き等	13
(1)出店事業者への使用許可	
(2)営業に関する協議	
(3)使用許可の取扱い	
(4)出店準備	
(5)その他必要な手続き	
7 原状回復	14
8 参考データ	14
(1)台東リバーサイドスポーツセンター利用者数	
9 その他	14

◆参考資料

別紙1	体育館1階平面図
別紙2	厨房・食堂平面図
別紙3	厨房拡大図
別紙4	厨房物品一覧
別紙5	応募書類一覧表

◆応募様式

様式1	質問書
様式2	参加申請書
様式3	食堂運営についての考え方及び類似店舗の運営実績
様式4	運営体制に関する提案
様式5	施設設置目的に対する提案

1 施設の概要

(1) 対象施設

- ① 名 称 台東リバーサイドスポーツセンター体育館
- ② 所在地 東京都台東区今戸 1-1-10
- ③ 敷地面積 2,697.93 m²
- ④ 延床面積 11,939.34 m²

(2) 体育館開場時間

午前 9 時から午後 10 時
※ただし、第 1 月曜日・祝日の月曜日は午後 6 時で閉館

(3) 休館日

毎週月曜日(第 1 月曜日及び休日の月曜日を除く)

年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

(4) 併設施設

陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場(夏期)、少年野球場、駐車場

(5) 施設の管理運営

食堂の営業・管理及び自動販売機の設置・運営については、台東区教育委員会及び指定管理者である公益財団法人台東区芸術文化財団と十分協議のうえ行うこと。

なお、施設の防火管理者(指定管理者)が作成する消防計画に基づき、防火管理者の指示のもと避難訓練、消防設備点検等を実施すること。

2 公募の基本事項

(1) 場 所 台東リバーサイドスポーツセンター体育館 1 階の一部

(2) 使用許可の期間

初年度は、令和 7 年 7 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする(開始時期は応協議)。令和 8 年度以降は、年度毎に手続きを行うこととするが、その期間は最長、令和 12 年 3 月 31 日までとする。

なお、継続する際は、期間満了日の原則 6 ヶ月前までに教育委員会に申し出ることとし、教育委員会は、使用の必要性や出店事業者の使用状況を勘案し支障がないと判断した場合のみ、1 年間の継続使用を許可する。

(3) 食堂等の概要

- ① 厨房面積 28.70 m²(食堂外にある冷蔵庫設置部分 7.12 m²を含む)
- ② 食堂ホール面積 88.00 m²(共有スペース)
- ③ 既存配置備品 テーブル 4 卓 16 席
- ④ 従業員控室 出店事業者からの申請にて貸出す(使用料別途)
- ⑤ 厨房設備

給水設備	私設水量器設置 40 mm
電気設備	<電灯・コンセント> 主幹 MCB3P 100/100 分岐 ELB2P 200V 50/20 厨房・食堂照明 ELB2P 200V 50/20 (予備)×3

	MCB2P 200V 50/20 空調室内機 MCB2P 200V 50/20 (予備) ELB2P 100V 50/20 給湯器・自動水洗用 ELB2P 100V 50/20 製氷機用 ELB2P 100V 50/20 カウンター・アイス用 ELB2P 100V 50/20 冷蔵庫用 ELB2P 100V 50/20 湯せん用 ELB2P 100V 50/20 テーブル型冷蔵用 MCB2P 100V 50/20 食堂照明 MCB2P 100V 50/20 リモコントランス MCB2P 100V 50/20 食堂・レジ用 MCB2P 100V 50/20 食堂ロスナイ MCB2P 100V 50/20 冷蔵ケース・コーヒーマシン用 MCB2P 100V 50/20 (予備)×4 分岐 ELB2P 100V 50/20 自販機×8 <動力> 主幹 MCB3P 200V 100/75 分岐 MCB3P 200V 50/20 給気ファン MCB3P 200V 50/20 排気ファン MCB3P 200V 50/20 厨房用パッケージエアコン MCB3P 200V 50/50 (予備) ELB3P 200V 50/40 (予備) MCB2P 100V 50/15 盤用操作電源 ※既存の盤名称を記載。
ガス設備	都市ガス 13A 厨房用専用メーター設置
空調設備	厨房用空調機 厨房用パッケージエアコン 1 台 冷房能力:7.1kW、暖房能力 8.0kW

(4) 自動販売機の設置及び運営

- ① 設置可能台数 8 台まで(7.20 m²)
- ② 販売可能品目 飲料(酒類及び密閉されていない容器で提供される飲料を除く。)、アイスクリーム、食品。
- ③ 販売価格 標準販売価格以下とする。
- ④ 安全基準 自動販売機-据付規準(JIS 規格)を遵守すること。
販売品の衛生管理に万全を尽くすこと。
教育委員会と協議の上、適切な設置方法を採用すること。

⑤ その他

自動販売機のうち2台以上は、地震、台風等の非常時において、自動販売機内の販売品を無償提供することができる機能を備えること。

また、設置台数、販売品目、販売価格については、事前に教育委員会と協議のうえ、許可を受けること。

3 出店事業者の使用条件等

(1) 営業日

原則、体育館休館日を除く、土・日曜日、祝休日及び水泳場開場期間(7月10日～9月第1日曜日まで)は営業を行うこと。その他の営業日については、教育委員会及び指定管理者と協議のうえ、決定すること。

(2) 営業時間

午前 11 時 00 分から午後 2 時 00 分までを必須とする。ただし、出店事業者からの提案により開館時間の範囲内(午前 9 時～午後 10 時※)で、教育委員会及び指定管理者と協議のうえ延長することができる。

※第 1 月曜日・祝日の月曜日は午後 6 時で閉館

(3) 提供メニュー及び提供価格

- ・メニューは、利用者の視点に立った品揃えとし、利用し易い価格帯とすること。
- また、メニュー及び価格については、教育委員会に報告すること。
- ・メニューや価格を変更する場合は、教育委員会に報告すること。
- ・テイクアウトでの販売も可とする。
- ・アルコール類の提供は、原則禁止すること。

(4) 食堂運営上の留意点

台東リバーサイドスポーツセンターは、体育館、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、少年野球場、駐車場を兼ね備えた区内唯一の総合体育施設として、年間約37万人が利用している施設である。

出店事業者には、台東リバーサイドスポーツセンターの設置目的を十分に理解してもらうとともに、多くの人々が親しみと愛着を持つことができるよう運営を行ってもらう事とする。

- ① 台東リバーサイドスポーツセンターの設置目的を理解し、スポーツ施設に相応しい経営を行うこと。
- ② 地域のことをよく理解し、台東リバーサイドスポーツセンター利用者以外の方も利用できる運営を行うこと。
- ③ 台東リバーサイドスポーツセンターで行うスポーツ大会等の事業に対して協力的であること。
- ④ 利用者に対するおもてなしを心がけた運営を行うこと。
- ⑤ お客様へのサービス提供は、セルフサービスも可とする。
- ⑥ ゴミの再資源化や省エネルギーなどの環境保全に積極的に取り組むこと。

- ⑦ サービス内容については、利用者が気軽に利用できる程度の料金設定を基本とすること。
- ⑧ 施設関係者と連絡調整等を行うこと。
- ⑨ 従業員の教育を定期的実施すること。
- ⑩ 食堂利用に関する苦情等については、出店事業者の責任で対処すること。また、改善要望については真摯に受け止め、検討・対応すること。なお、苦情等があった際は、都度、教育委員会に報告すること。
- ⑪ 厨房室内、及びグリーストラップの清掃を行うこと。
- ⑫ 清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて出店事業者の責任と負担において対処すること。なお、食中毒等の事案があった際は、保健所の指示に従うとともに速やかに、教育委員会に報告すること。
- ⑬ 労務管理、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑭ 施設共有部分の使用については、教育委員会の指示に従うこと。なお、食堂ホール部分のレイアウト等については、教育委員会及び指定管理者と協議のうえ、決定することができるものとする。
- ⑮ 食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、施設利用者や通行者、他の車両等の妨げにならないよう配慮すること。
- ⑯ 出店事業者は、毎月、事業報告書(客数、売上内訳等)を作成し、教育委員会に提出すること。
- ⑰ 教育委員会、指定管理者がイベント等で使用する場合や施設の年次点検などにより、通常の営業が制限されても、その際の営業補償は行わない。
- ⑱ 弁償規定
出店事業者が故意又は重過失により、台東リバーサイドスポーツセンターの設備等を滅失、破損させた場合は、出店事業者が弁償すること。
- ⑲ 非常時の対応
天災その他の緊急事態が発生し、占有スペースを教育委員会で使用する必要が生じたときは、食堂営業を休止し、教育委員会が必要なスペースを使用できるものとする。
なお、この場合における使用料等の取扱いについては、その都度、協議するものとする。

(5) 出店事業者による工事等の留意点

- ① 全般
 - ・ 使用部分の内装及び外装を変更する場合は、事前に教育委員会の許可を得ること。変更工事を行った場合、期間満了時(撤退時)は現状復旧をすること。

② 構造関係

- ・ 建築構造躯体(床・梁・柱・壁)への穴あけ(ハツリ、コア貫等)を行う場合は、教育委員会と協議のうえ行うこと。
- ・ 空調設備については、既存の設備を利用すること。

③ 外装関係

- ・ 出店事業者が、建物内外に広告サインを設置する場合は、教育委員会及び指定管理者と協議を行うこと。

④ 内装工事

- ・ カーテン、ブラインド、カーペット等設置する場合は、消防法施行令に基づく防火物品とし、教育委員会及び指定管理者と協議を行うこと。

⑤ 厨房設備及び食堂ホール設備

- ・ 出店事業者は、別紙「台東リバーサイドスポーツセンター厨房物品一覧」に掲載の物品を教育委員会から貸与を受けて使用することができる。
- ・ 厨房設備及び食堂ホール設備の不足分については、出店事業者が自らの負担で設置することも可能であるが、その場合は、あらかじめ教育委員会及び指定管理者と協議を行うこと。なお、退去する際は、出店事業者の負担により撤去すること。

⑥ 電話等

- ・ 電話等の外部接続にかかる工事費及び使用料は、出店事業者が電気通信事業者に対して直接支払うこと。

⑦ その他不明な点については、教育委員会及び指定管理者と協議すること。

(6) 経費の負担

① 使用箇所の行政財産使用料

- ・ 使用料については、「東京都台東区行政財産使用料条例」に基づき算定する。なお、使用期間に 1 ヶ月未満の端数がある場合は、当該 1 ヶ月未満の期間を日割で計算するものとする。
- ・ 使用料の支払いは月払いとする。
- ・ 占有スペースは、原則、厨房及び自動販売機部分とする。ただし、食堂ホール(共有スペース)を一部占有スペースする場合、また地下従業員控室を利用する場合は、別途協議する。

《参考》厨房及び自動販売機部分(約35.9㎡)の行政財産使用料

(概算) 月額 29,696 円

※使用料は土地評価額等の要因にて変動する。

② 光熱水費

- ・ 施設全体の電気、水道の使用料金は指定管理者が支払うため、食堂及び自動販売機で使用する電気、水道の料金は、教育委員会より出店事業者に請求する。なお、当該使用料金は教育委員会から同額を指定管理者に支払う。
- ・ 出店事業者が使用する電気、水道の料金は、以下の方法にて決定する。

(a)電気

毎月、指定管理者との立会いのもと、食堂及び自動販売機部分の子メーターにて電気使用量の測定を行い、体育館全体の使用量との比率にて使用料金を決定する。なお、基本料金部分は按分せず徴しないこととする。

(b)水道

毎月、指定管理者との立会いのもと、食堂部分の子メーターにて食堂の水道使用量の測定を行い、体育館全体の使用量との比率にて使用料金を決定する。なお、基本料金部分も同等の比率にて按分し、負担すること。

- ・ 食堂で使用する都市ガスは、厨房部分が施設とは別系統のため、出店事業者がガス会社と直接契約し、使用料金を支払うこと。

③ 維持管理費

- ・ 厨房等の施設及び附帯する設備、備品の日常的な維持管理、並びに清掃、警備、防虫防鼠、消毒等の衛生管理やゴミ処理は、出店事業者の負担により行うこと。
- ・ 消防設備(消火器)の法令点検を行うこと。
- ・ 共用部分は、指定管理者と協働して維持管理を行うこと。
- ・ 各種支払い等の額については契約更新時に見直すことがある。
- ・ 2(3)④の空調設備に関しては施設全体の中で指定管理者が保守を行うが、日常の点検等は出店事業者が行うこと。

④ 必要経費の負担

出店事業者が負担すべき経費

- ・ 台東リバーサイドスポーツセンター食堂の営業等に必要な各種手続きに要する費用
- ・ 使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・ 教育委員会から貸与される設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ・ グリーストラップの清掃に要する費用
- ・ 出店事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

(7) 営業に関する事

- ① 関係各法令、条例等を遵守し、関係各官公庁への協議確認を行った上で、運営すること。また、法令が規定する諸官公庁への申請、届出は、出店事業者が行うこと。
- ② 食堂内で発生した食品衛生上の問題等については、出店事業者の責任及び負担で処理すること。
- ③ 基本的に営業に関する決定権を有する専任の責任者(店長、支配人等に相当する者)が常駐すること。

- ④ その他調整事項等がある場合については、教育委員会と協議すること。

4 募集手続き等

(1)スケジュール

内 容	日程又は期間
募集要項の公表	令和7年4月18日(金)
質問書受付	令和7年4月18日(金)～5月 7日(水) 午後5時まで
現地見学会	令和7年5月 1日(木) 午後3時
質問書回答	令和7年5月12日(月)頃
応募書類受付	令和7年5月 7日(水)～5月16日(金) 午後5時まで
一次審査結果通知	令和7年6月上旬頃
二次審査	令和7年6月12日(木) 午後2時予定
二次審査結果通知	令和7年6月下旬頃

(2)応募資格

応募者は本施設への出店にふさわしい企画力、経営力、資金力及び社会的信用を持つ個人又は法人等とする。また、応募申請日において、次に掲げる資格要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成 10 年 2 月 20 日付 9 台総経第 170 号)による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 台東区議会議員、台東区長又は台東区の行政委員会の委員・行政委員が当該団体の経営又は運営に直接関与していないこと。
- ④ 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 1 月 26 日付 23 台総経第 645 号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- ⑥ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑦ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- ⑧ 法人においては、直近決算期における法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨ 個人においては、直近年における個人事業税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑩ 過去 1 年以内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。

(3)現地見学会

現地見学会を次のとおり行う。

- ① 開催日時 **令和7年5月1日(木)午後3時**
- ② 開催場所 **台東リバーサイドスポーツセンター体育館 3階会議室**
- ③ 参加方法 **開催時間までに現地へ参集すること。**
 - ※ 参加人数は各応募者3名までとする。
 - ※ 応募書類等の当日配付は行わないため、持参すること。また、質問がある場合、その場で回答できる内容については、可能な限り回答するものとする。
 - ※ 現地見学会に参加しない場合でも応募は可能とする。ただし、施設見学はこの日限りとし、改めての設定は行わないものとする。
 - ※ 現地見学会に参加する各応募者同士での挨拶、自己紹介、情報交換等は控えること

(4)質問事項の受付

応募にあたってご質問等がある場合は、次に掲げるところにより質問書を提出すること。なお、その他の方法による質問は一切受け付けないものとする。

- ① 質問の範囲 **本要項に示す範囲とする。**
- ② 質問締切 **令和7年5月7日(水)午後5時まで**
- ③ 質問方法 **様式1「質問書」に質問事項を記入し、メールにて提出すること。**
なお、提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れること。
- ④ メール送付先
メールアドレスについては、最終頁「問合せ先及び書類提出先等」に電話で問い合わせをすること。
- ⑤ 回答方法 **令和7年5月12日(月)頃に区ホームページに公表する。**
- ⑥ その他
 - ・回答の内容に疑義がある場合でも、それ以上一切の質問に回答しないものとする。
 - ・回答を区ホームページに公表することで、本要項を追加し、または修正したものとみなすこととする。

(5)応募書類の提出

- ① 受付期間 **令和7年5月7日(水)から5月16日(金)午後5時(時間厳守)**
※受付は平日午前9時から午後5時のみ
(ただし、正午から午後1時を除く。)
- ② 受付方法 **電話連絡の上、持参すること。**
(応募書類の内容を確認した上で受領する。郵送、FAX等では、受付は行わないものとする。)

- ③ 受付場所 台東区教育委員会 スポーツ振興課
(住所は最終頁「問合せ先及び書類提出先等」を参照すること)

- ④ 応募書類の提出部数
8部を提出してすること。

(6) 応募のための提出書類

別紙 5「応募書類一覧表」のとおり

なお、応募に係る様式は、区ホームページ上に掲載する。応募者は、必要に応じてダウンロードすること。

(7) 留意事項

① 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない(軽微な修正を除く)。

② 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、教育委員会は、必要な場合には、提案書の内容を無償で利用できるものとする。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。

③ 提出書類に係る情報公開

提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

④ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

⑤ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑥ 接触の禁止

選定委員会委員及び本件に従事する本区職員に対して、本件提案についての接触を禁じることとする。接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

⑦ 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担すること。

⑧ その他

教育委員会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

5 審査

出店事業者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、「東京都台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂出店事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が応募者から提出された応募書類及びヒアリングの結果を踏まえて審査を行う。

(1)審査方法

ア 1次審査

応募書類をもとに書類審査を行う。

なお、1次審査の結果は、応募者に郵送で通知する。

イ 2次審査(ヒアリング)

提案内容についてヒアリングを行う。ただし、応募者多数の場合は、1次審査の上位3者に対して2次審査を行う。

・実施予定日 令和7年6月12日(木)

※詳細な日程、時間、場所等については、別途通知する。

ウ 評価方法

- ① 書類審査の内容ごとに採点評価する。
- ② 書類審査を踏まえ、ヒアリングにより総合的に評価する。
- ③ 書類審査、ヒアリングにより、最も評価の高い応募者を優先交渉権者に決定する。

評価項目
事業者の安定性・継続性
食堂のサービス内容
食堂の運営体制
施設設置目的の理解度
食堂運営に対する熱意・積極性

(2)2次審査結果の通知

2次審査結果については、令和7年6月下旬までに2次審査対象者に通知する。

6 出店事業者決定後の手続き等

(1)出店事業者への使用許可

出店事業者は、軽飲食店業務に関し教育委員会に行政財産使用申請書を提出すること。教育委員会は申請書の内容を確認後、行政財産使用許可書を発行する。

(2)営業に関する協議

営業を行っていくうえでの必要事項等については、教育委員会及び指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

(3)使用許可の取扱い

- ① 使用許可期間は令和7年7月15日から令和8年3月31日までとする。(開始時期は応協議)。それ以降については各種条件を考慮して、1年毎の許可となる。なお、撤退の意思がある場合は、原則6ヶ月前までに連絡すること。
- ② 出店事業者は、教育委員会の文書による承諾なしに、権利の全部または一部について、第三者に譲渡、転貸または担保の用に供する等の処分を行うことはできない。

- ③ 営業開始後、業績が著しく不振の場合や、この要項に反するような場合、または秩序を乱す等の行為があった場合には、許可を無効とし退店してもらうことがある。
- ④ 使用を許可した行政財産を公用又は公共用に供するため必要とされた場合、使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(4) 出店準備

調整が必要な事項については、教育委員会及び指定管理者、関係者と協議し、出店準備を行うこととする。

(5) その他必要な手続き

- ① 出店事業者は、その業種に応じた必要な許認可・各種法令に定められた許可の取得や届出を、自己の責任において行うこと。
- ② 出店事業者は、自己の責任において各種保険に加入すること。

7 原状回復

出店事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、出店事業者は一切の補償を教育委員会に請求することができないものとする。

8 参考データ

台東リバーサイドスポーツセンター利用者数

(人)

	施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3 年 度	体育館	6,074	0	5,815	7,039	7,699	9,107	12,483	9,991	10,354	9,491	8,882	10,821	97,756
	プール※1				40,494									40,494
	野外施設	7,165	3,985	12,815	7,992	7,570	10,372	13,373	11,769	10,192	8,354	7,592	11,200	112,379
4 年 度	体育館	13,630	12,846	14,224	15,832	14,324	16,509	17,095	15,516	12,321	12,404	12,410	15,498	172,609
	プール※2				44,784									44,784
	野外施設	9,312	10,428	14,587	13,371	12,426	12,323	13,187	12,358	11,284	10,053	8,545	11,373	139,247
5 年 度	体育館	14,607	15,160	14,998	14,800	15,252	16,349	16,845	14,037	11,851	11,879	11,757	13,437	170,972
	プール※3				56,467									56,467
	野外施設	12,367	13,912	14,045	11,710	12,302	12,179	15,591	12,580	12,913	10,622	7,682	11,615	147,518

※1 プール開場期間:令和3年7月10日～9月5日

※2 プール開場期間:令和4年7月10日～9月4日

※3 プール開場期間:令和5年7月10日～9月3日

9 その他

この要項に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、教育委員会と協議しなければならないものとする。

問合せ先及び書類提出先等

台東区教育委員会 スポーツ振興課

◆住 所 〒111-8621
東京都台東区西浅草 3-25-16
台東区生涯学習センター内

◆電 話 03-5246-5853(直通)

◆FAX 03-5246-5814